

## 第8回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議 議事概要

日 時：令和4年5月12日（木）13：08～14：28

場 所：議事堂6階601特別委員会室

出席者：三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議委員10名

資 料：第8回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議事項書

三重県議会議員議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議名簿

資料1 「三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議」  
の設置について

資料2 プロジェクト会議検討結果に基づく対応（案）

資料3 三重県議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正（素案）

資料4 三重県議会議員の政治倫理に関する条例 逐条解説（素案）

委 員：ただいまより、第8回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議を開催する。はじめに本日から、北川委員に変わり、藤根委員に出席いただくことになったので、紹介させていただきます。

それでは次に、前回の2月18日からしばらく時間が空いたので、前回から本日までの経過を皆様と振り返り、共有させていただきたい。2月18日に取りまとめた、当プロジェクト会議の検討結果報告については、議会改革推進会議役員会への報告を経て、3月23日の代表者会議において検討結果が了承され、その後の条例改正及び逐条解説の作成についても、議会改革推進会議で進めて欲しい旨の依頼を受けたところ。それを受け、4月18日の議会改革推進会議役員会において、お手元の資料1のとおり、プロジェクト会議の目的に（2）として、三重県議会議員の政治倫理に関する条例改正等の作業を行うとの文言を追加し、条例改正及び逐条解説の作成を行うこととなったので、確認いただくとともに、引き続きこのメンバーで協議いただくので、よろしく願います。それでは、本日の協議に入る。本日は、このプロジェクト会議で取りまとめた検討結果報告や、これまでの議論を踏まえ、政治倫理条例の条例改正、及び逐条解説の議論を進めるための素案を、正副座長で用意させていただいたので、その内容について、事務局に説明させる。

事務局：それでは説明資料の確認をさせていただきます。まずお手元の資料2は、

プロジェクト会議検討結果に基づく対応案として、このプロジェクト会議で取りまとめた検討結果をもとにした、条例改正や逐条解説の対応を抜粋して取りまとめている。

次に資料3は、三重県議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正素案として、検討結果に基づき、条例改正をする場合の素案を取りまとめている。

そして資料4、今回新たに作ろうとしている逐条解説について、たたき台として素案を作成している。それでは初めに資料2と資料3について続けて説明させていただく。

まず資料2をご覧ください。プロジェクト会議の検討結果に基づく対応案として、検討結果の項目ごとに、その対応の案を記載している。まず(1)検討の結果として合意に至った課題、解決案。これは検討結果報告をそのまま抜粋しているが、その項目の一つ目として、概要の、条例第2条の責務に、現行規定と重複しない内容で、不正な影響力の行使について自覚を求める行為規範を示す形の文言を加えること。これへの対応として、改正素案のところに案を示している。改正素案の下に、条例第2条第2号について、現行のほうでは、自らの行動を厳しく律すると、アンダーラインの部分を中心に説明しているところ、上段のほうの改正素案では、高い倫理的義務が課せられていることを自覚するとともに、その言動が県民に与える影響に鑑み、自らを厳しく律するというふうにしている。自らの言動が県民に与える影響というところを追加している。なお、影響力の行使ということについて、資料3のほうをご覧ください、2ページ目、第3条第7号のところ、左側の改正素案のほうだが、そこに、その権限又はその地位による影響力を利用して、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないという形で、影響力について付言している部分があるので、そこも合わせて改正をしようとするものである。右側がもとのほうになるが、もともとは影響力を及ぼすという表現から、影響力を利用してという形に、法令用語的に文言を整えている。これがについて、不正な影響力の行使という部分について対応していこうという部分である。

それからまた、資料2のほうに戻り、の部分、条例第3条の政治倫理規準に、人権侵害、名誉毀損及び差別的行為(インターネットを

通じて行われるもの含む)の禁止規定を設けること。この結果への対応として、条例第3条第1号の、品位と名誉を損なう行為の次に、第2号として、人権侵害行為(差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例第2条第3号の人権侵害行為をいう。)として、差別解消を目指す条例検討調査特別委員会で作る条例の、人権侵害行為の定義を引用することとし、加えて、又は人権侵害行為を行うことの煽動、第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明その他の人権侵害行為を助長する行為はしてはならないこと、としている。

2ページをご覧いただきたい。として、条例第6条第1項第8号の、審査会の運営に関して、原則非公開から原則公開へと変更すること。ただし、非公開とする場合の要件等を明確にしておく必要がある。二次被害の発生の恐れがある場合、被害を受けた方が望まない場合など、こういったことへの対応として、条例第6条第1項第11号として、審査会の会議はこれを公開する。ただし、審査会が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。というふうに対応しようとしている。

次に、同項第3号における重要な勧告について、辞職勧告と役職辞任以外の措置を明示的に列挙し、取り得る措置の種類を明確にしておくこと。これへの対応として、下段のほうの現行については、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等重要な勧告を内容とする審査結果を答申しようとするときは、出席委員の3分の2以上の多数による賛成を要するものとするとして勧告は2種類のみ例示となっているが、それに対して、改正素案のほうでは、第3号として、ただし、議長に対し勧告を求める審査の結果を答申しようとするときは、出席委員の3分の2以上の多数による賛成を要するものとする。第4号として、政治倫理規準のいずれかに反し、政治的または道義的責任があると認められた場合は、議長に対し勧告を求める審査の結果を答申するものとする。第5号として、審査会が議長に対して求めることができる勧告は、次に掲げるものとする。イ、全員協議会における陳謝の勧告。ロ、出席または参加の自粛の勧告。ハ、役職辞任の勧告。ニ、議員辞職の勧告。その次に第6号として、審査会は第4号に定める審査の結果を答申しない場合で、審査の請求をされた議員の名誉を回復する必要があると認めるときは、議長に対し当該議員の名誉を回復するために必要

と認める措置を講ずるよう求めるものとする、としている。この内容については、勧告の種類についてもまだ議論を尽くされていないので、これまでのプロジェクト会議での議論を踏まえ、勧告の種類を限定して列挙するという。それから、勧告を行う場合には、このままだと常に3分の2以上の賛成が必要であるという形になっていること。そしてまた、少し離れた部分、第2項にあった名誉回復の措置、これについてそのすぐ後ろの規定に持ってきていること。これらについて、勧告の種類が4種類、2種類から4種類に増やしているが、これについてこのままで行くかどうかといったあたり、それから二つ目として、勧告を求める答申が3分の2以上の賛成が必要であるということで、このあたりについても議論いただければと考えている。

そして3ページをご覧いただきたい。 、同項第4号によって有識者からの意見聴取等を行う場合について、複数人から意見を聴取する等して公正さが担保されるよう、逐条解説に記載をすること、への対応として、逐条解説でこの後触れていこうとしている。

次に として、議長の改選時に議長から政治倫理条例を遵守するよう言うていただくなどし、条例の周知徹底を図ること、への対応として、令和5年度改選があるので、その正副議長就任後の代表者会議等で周知徹底を行っていただければどうかとしている。

そして、 、当該条例の逐条解説を作成することへの対応としては、この後に説明する逐条解説を用意している。

次に(2)合意には至らなかった課題・意見について、この中の一部については、今回作成する逐条解説の中で関連して触れている。それについて説明させていただく。 、条例前文と、第1条の「県民」を「主権者たる県民」とすることというところであるが、逐条解説において、「県民」とは、有権者に限らず全ての県民を対象とする、という旨の説明をつけている。

それから、次に4ページの 、条例第5条の三重県議会議員政治倫理審査会の設置について、設置を諮る場を議会運営委員会から全議員を対象とする場に変更すること、については、逐条解説で、公正な審議を担保するため、議会運営における審議の在り方、それから政治倫理審査会の委員の構成について記述をしている。

そして、 、被審査議員が政治倫理審査会の参考人として有識者1

名を推薦できる規定を設けること、について、逐条解説で、偏りが無い審査を行うため、複数人の有識者に審査会の出席を求めると、被審査議員が補佐人とともに出席を希望する場合の手続きについて記述をしている。これがこのダイジェスト版の資料2の説明になる。

続けて資料3をご覧ください。一部改正素案の表であり、左側が改正素案、右側が現行という形だが、今回の条例改正に合わせ、法令で用いる表現等の整理を行うとともに、会議運営に当たり、規定しておくほうが望ましいものについて、規定を追加している。

まず第1条、議員の責務、政治倫理規準以外にも規定があるので、左側のところが赤字になっている。政治倫理規準の後に、「等」などを加えている。また、秩序と名誉の繋ぎの部分を、「と」という形をつないでいたが、「及び」という形の表現を整えている。

次に、第3条、議員は地方自治法、公職選挙法、政治資金規制法等の諸規定とともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない、としたうえで、右側の現行規定の各号には、全て「議員は」という表現がついていたが、左側の改正素案では繰り返し表現となるため削除している。また現行の第3号、利益を得ることを目的としてという部分を、改正素案のほうでは、自己又は特定の者の利益を目的としてという形で、わかりやすく整理している。そして同じく右側、現行の第6号、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより公正な職務の執行を妨げる、という部分を、改正素案では、その権限又は地位による影響力を利用して、公正な職務の執行妨げる等、先ほど説明したところだが、そのようにしている。次に会議運営上規定しておくことが望ましいものについて今回追加している。

3ページをご覧ください。第5条、左側、改正素案のほうだが、第6項として、委員長は会務を総理し、審査会を代表する。それから7項、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。そして次に第6条第1号、審査会は委員長が招集し、会議を主宰する。ただし、設置後最初に開かれる審査会は議長が招集する。

次に4ページをご覧ください。第6条の第13号、審査会の会議の傍聴については、三重県議会委員会条例第19条の規定の例による。そして第14号、委員長は、職員をして、会議の概要等必要な事項を記

載した記録を作成させなければならない。以上が、会議運営に関して追加した部分。その他、細かい部分でいくつか表現を整えた部分があるが、いずれも法令で用いる表現等、わかりやすさなど、そういった観点で追加して整理を加えている。説明は以上。

委員：ただいま資料2、3を用いて説明したが、今までの説明の中で質問等があればお出しいただきたい。

委員：少し確認だけしたいのだが、第3条の7号で影響力を及ぼすことから利用してという表現に変えたという説明があって、それもそういう法律上の語句の整理という説明だったと思うが、これを変えることによって意味などは特に変更がないということの良いのかということをお教えいただきたい。

事務局：意味合いとして変更はないと考えており、影響力を及ぼすという表現よりは、通常は利用してという形で、他の法令等も拝見しているところ、利用してというふうな言葉遣いを使用していることから、利用してというふうに直している。

委員：特に意味が変わらなければ結構だが、法律上の文言としての違いは私にはわからないが、普通の日本語の言語感覚として捉えた時には、利用するというのは、明らかな、主体的な行為のような捉え方ができて、及ぼすというのはいささか隠然たる、受動的な付度まで含むイメージが、日本語の言語感覚としてはあるので、及ぼすのほうの方が広い、利用しての方が狭いというふうに日本語の言語感覚からは取れるので、少しそこが気になったわけだが、意味合いとして変わらない、法律用語的に変わらないということならば、よろしいかとは思いますが、そこだけ確認をしたかったので申し上げます。

事務局：日本語の意味合いとしては、法務班に確認した意見として、及ぼすのは影響であって影響力は及ぼすものではないという、その日本語の違いのところ、現行で影響力という言葉を使っているから、影響力という言葉に沿うような表現に変えたというところであり、パターンとしては、もし利用してというところで意味合いが一般的な感覚で変わりそうというのであれば、影響を及ぼすことによりというふうな修正する案も、プランとしてはある。

委員：そうすると影響力を利用するか、影響を及ぼすかのどちらかの二択ということ。

事務局：おっしゃるとおり。

委員：今どちらがいいかという議論をする場ではないと思うので、そういう確認ということで以上とする。

委員：影響力は利用して、影響という言葉になると及ぼすということが通常考えられる、主語述語の関係であろうと、その辺りは最終的に条例文言を皆さんに確認いただくときに、いずれが良いかどうかというのはまた判断いただければと思う。

委員：私もそこをちょうどチェックをして、今説明を聞いたことでわかるが、あくまでもここは、利用してという、故意ということだけで、過失はここには入ってこないというような、影響を及ぼすというと、自分は影響力を利用しているつもりではなくても、先ほどの言葉をお借りすれば忖度とか、言外にそういう威圧があったとか、利用すると言えば本当に故意で過失は入らないという形になるのか、及ぼすというと過失の部分まで入るのかなと。だから、すごく何か狭義という言葉が使われたように、ちょっと狭くなったのかなと思った。そこは変わらないか。逐条解説のほうでもそここのところは、また見ても、その言葉の変更による、内容の変更のところが見当たらなかったもので、その辺はどうか。

事務局：ニュアンスを変えないように利用してというところで、案としては提示させていただいたが、影響力というやはり、議員が持っているもの、力というものは持っているものなので、まず影響力を及ぼすという日本語はそもそもおかしいという話はあるが、影響力を及ぼすというと、もともと想定していたところが故意なのかなと。影響を及ぼすも、先ほどプランとしてはあると申し上げたが、確かに影響を及ぼすという言葉にすると、過失まで含んでいくようなところも、ニュアンスとして入ってくるかと思うので、今の、我々の認識としては影響力を及ぼすというのは故意かなというところがあったので、利用してという文言の修正のほうで提示させていただいた。

委員：これが現行のほうで、影響が及ぶ、であれば過失まで入っていくのだが、もともとが影響力を及ぼすということで書いているので、過失の部分までは入らんのかどうかというところが。でも、これは非常に難しいところで、どうするべきかというのは、故意以外のものでも、この一番の目的は、妨げることをしたらあかんということだと思う。

でもそれが、故意でないにしても結果としてそうなったら、その辺りは倫理上どうなのかなというのは感じるので、持ち帰ってまた、この文言は考えたいと思う。

委員：資料2の一番初めにある、これは条例第2条の責務というふうになっているが、不正な影響力の行使について自覚を求める行為規範を示す形の文言を加えることという、この会議の中の検討結果があり、この辺り、これは3条だが、その辺りをどう考えるかということにも絡んでくるのかなと思うので、少し時間をおいて考えていただければと思う。それでは、逐条解説について少し説明を加えさせていただきたいと思う。

事務局：それでは資料4の説明に入りたいと思う。資料4をご覧いただき、第11条まであるので、三つの条文程度で分割しながら説明させていただきたい。四角囲みの中には、各条例の改正素案が書いてあり、先ほどの説明と重複するので、その四角囲みの下にある趣旨、それから解説について読み上げて、1条ずつ説明させていただきたい。

まず資料4の1ページ目、前文の解説になっている。趣旨のところ、前文は、条例の制定趣旨を明らかにしている。本条例は、三重県議会基本条例第24条第2項に規定する条例であり、議員が自らを律するために自ら定めたもの。県民に選ばれた代表としての自覚を持って議員としての使命を全うするため、議員に求められる責務、守るべき行為規範となる政治倫理規準等を県民に対して明らかにすることを表明している。ここでいう「県民」とは、有権者に限らず全ての県民を対象としている。そして解説については、この前文は、平成14年3月20日に決議された「三重県議会議員の政治倫理に関する決議」を踏まえて、条例制定における決意を述べている。ということで参考として、平成14年当時の決議を記載している。

続いて2ページ。目的として第1条を書いてあるが、この趣旨のところのほうを説明する。本条は、本条例の制定目的を示したもの。解説として、本条例は、議会内外における議員の行為規範として「議員の責務、政治倫理規準等」を定め、議員自身がそれらを守ることで県民から信頼され、県政に県民の声を反映させた議会活動を行い、それにより県政の発展に貢献することが条例の目的であることを明らかにしている。

そして3ページ。第2条、責務についての趣旨、解説である。趣旨のところだが、本条は、議員の責務を示したもの。議員は県民全体の利益のために、常に高い倫理意識を持って自らを律して行動し、政治倫理に反するとして批判を受けた場合には、自らが責任をもって誠実に事実を解明し、責任を明確にする義務を負うことを規定している。解説のところ、第2項関係として、議員は公人として高い倫理的義務が課せられているが、倫理観は時代とともに変わってきている。「識見を養うよう努めなければならない」とは、そのような倫理感の変遷に即していくために、従来の常識にとらわれ過ぎず、常に時代の要請を捉え続けるよう努力しなければならないことを意味している。第3項関係のところは、議員が受けた政治倫理に関する批判について誠実に対応することは、批判を受けた議員本人が果たすべき義務であり、批判を受けた行為等について説明責任を果たし、事実の解明や責任の明確化に積極的に取り組むことが求められる。という形で解説をしている。以上、この三つの条文の説明である。

委員：ただいま前文、第1条、第2条の逐条について、その趣旨、そして解説について説明をさせていただいた。今ここで質疑、意見等があれば、お出しいただきたい。

委員：条文のほうに戻ってしまうが、第2条のところ、改正素案のほうでは、高い倫理的義務が課せられていることを自覚するとともにその言動が県民に与える影響に鑑みともらっているが、第1条との関係というところからいくと、その言動が県民及び県政に与えるというふうにしたほうが良いのか、第1条、目的の中の最終の締めは、県民の皆さんの負託にこたえ、信頼を勝ち取って、県政の発展に寄与することが議員に求められている。ではその議員の責務は何かと言えば、県民の皆さんに与える影響とともに、県政に与えるということになるので、逐条解説のほうではというわけではないが、条文のほうで、一度その辺りも、ここに県政という文言がいるのではないかなと個人的には思うので、またそれは一度整理をしたいと思う。

事務局：ここについては、県政の発展に寄与していくということで第1条のほうでは整理しており、この第2条のほうでは責務というところなので、高い倫理的義務が課せられていることを自覚していただいて、県政については、議員からは影響というよりは県政に寄与していただくとい

う、議員自身は影響力というよりは、県政のほうは寄与していただくという形で、影響ということについては、県民にその言動が影響を与えているというところで、県政は寄与していただくと。影響については県民に向いてと、そんな形の整理というふうに今の時点ではなっている。

委員：またちょっと持ち帰って考えさせてもらいたいが、ここは県民をつけ足したわけで。その中で、人権のこととか、そこに偏ったらこれでわかるが、我々の言動等は、人権の問題で個人に影響を与えてはいけないってということと、我々は県政の発展に寄与する役割をもらっているの、狭義で見れば県民で良いと思うが、もう少し我々の全体の役割ということになると、県民に与える影響というのは何をもって言っているのか、県政が県民に与える影響なのか、我々の言動が個人に被害を与えるようなこと、人権とかそういったことを言っているのか、今の事務局の説明は、何のところを言われているのか、狭い部分のことなのかなというふうに感じてしまったので、また持ち帰って一度考えたいと思う。

委員：そのあたりもまたまとめたもの、どこについて考えてきていただきたいかというふうなことは、皆さんに後からお知らせをしたいと思うが、ぜひニュアンスを持ち帰っていただいて、各会派においてお考えいただければというふうに思っている。よろしくお願いしたい。他、よろしいか。ではまた戻ることもありえるので、先に進める。それでは第3条から5条までについて。

事務局：それでは、資料4の4ページ、政治倫理規準のところ。これについては、条文は割愛して趣旨のほうを読ませていただく。本条は、法令の諸規定に加えて議員が遵守すべき政治倫理規準を定めたもの。解説は、第1号関係として、「議員の品位と名誉を損なう行為」とは、飲酒運転などの法令の諸規定に違反する行為や第2号から第7号までで禁止される行為はもとより、県民に不快感を抱かせるような低俗な発言をすることや、電車内におけるマナー違反行為など、県民の信頼を損なう行為を指している。ただし、何がそれに該当するかは、行為そのものだけでなく、行為時の状況や行為に至った経緯、当該行為に対する他の法令・規定等による処分の有無などから総合的に判断する必要があるとしている。第2号関係では、「人権侵害行為」の定義については、

「差別を解消し、人権が尊重される三重を作る条例」第2条第3項において、「不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）」と規定をしていこうとしている。まだ、議決はされていないがそういう案となっている。ほかに、セクシャルハラスメント、ドメスティックバイオレンス、パワーハラスメント、体罰などが人権侵害行為に含まれる。「人権侵害行為」には、憲法の人権規定に抵触する公権力等による侵害行為のほか、私人間においては、民法、刑法その他の人権にかかわる法令の規定に照らして違法とされる侵害行為が該当すると考えられる。具体的にどのような行為が「人権侵害行為」に当たるかについては、人権に関する法令の規定や裁判例、法務省の人権侵犯事件調査手続での対応例、学説等を踏まえることになる想定される。なお、議員においては、法令により人権侵害行為と判断されるか否かにかかわらず、高い倫理感に基づき、人権侵害行為とみなされる行為をしないことが重要。特に、各種ハラスメントなどは、意図せず該当する行為をしてしまうことがあり、また、インターネットにおいて発言をする場合には、それが不特定多数の目に触れ、一度発信したものは完全に削除できないことを認識し、その発信によって誰かを不当に傷つけてしまわないかをよく確認してから行わなければ、予期せぬところで人権を侵害してしまう可能性があることから、より注意が必要となる。また、議員は自らが人権侵害行為を行ってはならないことはもちろん、他者が人権侵害行為を行うように煽動する、他者の行った人権侵害行為に賛同の意を表明する（明確に表明するだけでなく、SNS等で賛同の意の表明とみなされるリアクションをすることも含まれる。）などして、人権侵害行為を助長することも許されないことを規定している。第3号、第4号関係として、「利益」とは金品などなどの財産に限らず、売名や有権者の支持を得ることなども想定される。第5号関係で、議員は、金品の授受に関しては特に留意が必要であり、実際には公正な金品の授受であったとしても、県民目線で、客観的に外形から判断した際に公正を疑われることも想定される。議会への信頼を無用に損なうことのないよう、客観的に公正を疑われる可能性のある金品の授受を行ってはならないと規定している。第6号関係、「道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附」とは、法

令に違反しないとしても、寄附されたものが適法に取得されたものかどうか疑わしい、寄附したものの身元が不明など、県民に不信感を与えかねないような寄附を意味する。第7号関係として、「公正な職務の執行を妨げる等不当な行為」とは、公正な職務を執行させないよう妨害することや、公正さを欠く判断をさせようとする事、違法行為を指示・示唆させること等を言う。このような不当行為は、自己や特定の者の利益を図ろうとして、その多くが第3号や第4号にも該当すると考えられるが、この第7号は行政機関をはじめ、公的な機関に対する公正な職務を妨げる行為について、仮に特定の者に便宜を図っていないとしても禁止されるものとして規定している。

そして、7ページ、第4条。審査の請求の部分についての解説である。趣旨の部分、本条は、議員に政治倫理規準に反する疑いが生じた際の、議長への審査請求の方法について規定している。解説は、審査の請求は、第3条各号の政治倫理規準のいずれかに反する疑いがあると議員が認めるときに請求できるが、審査会の請求が濫用されないよう、審査請求をするための議員数を、定数の12分の1以上とする一定の人数要件を求めている。この12分の1以上という基準については、地方自治法に規定されている議員による議案提出要件と同じ基準となっている。また審査の請求は「理由を明らかにした文書」で行う必要があるため、当該議員のどのような行為が、前条の政治倫理規準のどの規定に反する疑いがあるのかを明記した文書によって請求することとしている。参考として、地方自治法の議員の議案提出権についての条文を抜粋記載している。

そして8ページ。審査会の設置について第5条で整理しているが、その趣旨である。本条は、前条による審査請求があった際の議長の対応について規定している。解説は、第1項関係として、審査請求があった場合、議長は政治倫理審査会を設置することについて、議会運営委員会に諮る必要がある。なお、条文にある「これを審査するため」の「これ」とは、審査を請求された議員の行為が政治倫理規準に反するかどうかを指し、「これを審査するため」の政治倫理審査会を設置することの可否について、議会運営委員会に諮るものであり、議会運営委員会において審査会の設置が決定されれば、議長は速やかに委員を任命して審査会を設置する。議会運営委員会の判断は、客観的かつ公

正なものでなければならず、委員の主観や審査の請求を受けた議員の立場などによって左右されることなく審査会設置の判断を行い、特に政治倫理審査会を設置しない判断をする場合は、その理由が必要となる。なお、政治倫理審査会を設置しない判断をする場合としては、審査請求の理由が不適切、不明瞭であるといった、審査請求自体に瑕疵がある場合などが想定される。

そして第2項から第5項関係として、審査会の委員は11人以内とされているが、全ての会派から委員を選任することが望ましいと想定される。例外として、少人数の会派が多数ある場合や、ある会派の所属議員全員が被審査議員となっている場合などが考えられる。委員は議長が任命することとされているが、実務上は、まず委員の配分について代表者会議に諮り、決定した配分に基づき各会派に候補者を提出させ、提出があった者を任命することが想定される。なお審査の公平性・公正性の観点から、審査の請求をした議員は、審査会の委員に任命しないことが望ましいと考える。以上、3条分説明させていただいた。

委員：第3条から5条まで、逐条解説について説明をさせていただいた。今の段階で質疑等あればお出しいただきたい。

委員：逐条解説ができることによって、難しいなという思いがあって、それは第3条第3項、4ページと5ページのところで、利益とは金品などの財産に限らず、売名や有権者の支持を得ることなども想定されるということで、権限または地位を利用して自己または特定の者の利益を図ってはならないこと、ということになっているが、例えば、SNS等で、ここのお店すごく美味しかったですよとか、紹介するとか、三重の特産物、これ美味しいんですよって、そのお店を宣伝する形になると、そういうのも駄目ということになるのか。この条文と逐条解説を見ると、三重県議会議員と書いて何かを紹介するということが、特定の者の利益と言われればそうかもしれない。さらっと流せば、流して良いが、そんなことにはならないと思うので。ただ、条文があって逐条解説があってということになると、別にそんな売名もしたくないし有権者の指示を得たくないけど、美味しいものを美味しい、皆さんまた買ってくださいってというような、そういうのもアウトになるということか。この両方の条文と逐条解説を見ると。

事務局：ここで売名や有権者の支持を得ることというものを書いた意図として

は、この部分に関しては議員のみを対象に考えていたところがあるので、まず想定が今のところ足りていないというのは一つあるが、利益という言葉が解説しようとする、金品に限らずいろいろ含まれるということを書くくらいしか、ここの解説のしようがなかったというところであり、はっきり申し上げると、この3号4号は解説がなくてもある程度わかるのではないかという意見も作っている最中にはあったので、あえて利益という言葉が解説することによって不要な誤解を招くのであれば、この部分は利益という言葉の文言解説のようなところになってしまうので、すごく厳密に定義していかない限り非常に難しいところがあるので、あえて解説をしないということも選択肢としてはあるかなというのが現在の認識である。

委員：本当に自分もそう思って、ここの第3条第7項のように、例えば三重県に口利き禁止の要綱があるが、口利きしてはならないと、それは特定の者の利益を図るためになる、それはもう当たり前のことだと思う。ただ、ここで詳しく説明しようとする、社会一般的に、社会通念上許される範囲のものまでをやっても駄目というすごく縛りがきつくなってしまふのかなと思うので、解釈の仕方でいくらでも、これは売名だという人がいれば、違うという人もいたり、解釈は広がってしまうと思うので、非常に難しいと思って悩んでいる。また持ち帰って考えたいと思う。私もなくても良いのかなと思うぐらいだった。

委員：たたき台として案を示させていただいているので、先ほどの意見のように、これについては不必要ではないかということも含めて、ぜひお考えいただきたいと思う。全部必ず入れなければいけないということでもないかと思うので、お願いしたい。特に第3号のところ、3号4号関係の、先ほどのところか。

委員：同じく、考慮の対象になると思われる3号。順当に判断ができる部分の線引きは難しいし、人によってはそれを利益とか売名とか、支持を得るとか、こころ辺のところで大変微妙なことだと思う。例えば、相談を受けて、その相談者の困難解決のために皆さんいろいろと、それは個別にその人だけを優遇するとかではなく、一般的に例えばこういう制度があるとアドバイスをする、そういうことはあるわけで。人から見たらそれは、あのときに紹介してもらった制度があったから得をしたとか、そのつもりはなくてもそういうふうな言葉などが先行す

るようなこともあって、大変難しいことだと思うので、ここは慎重に審議をすべきだというふうに、この書きぶりでは難しいかなということ意見を意見として、思いとして持っている。妥当なことがあれば良いと思う。

委員：それでは次の行に進む。

事務局：それでは第6条、資料9ページをご覧いただきたい。9ページが第6条になっており、10ページの趣旨のほうをご覧いただきたい。6条については、政治倫理審査会の運営についての条文になっている。本条は、政治倫理審査会の運営方法について規定している。審査の方法や議事の決し方などについて規定している。解説の部分だが、第1項第3号から第5号関係として、審査会の議事は委員長を除く出席委員の過半数で決するが、第5号に掲げる内容の勧告を求める答申をしようとするときは、委員長を含む出席委員の3分の2以上の賛成が必要となる。なお、審査会において被審査議員に政治的又は道義的責任がないと認める場合については過半数により決し、責任があると認める場合は、3分の2以上の賛成により求める勧告を決定し、審査結果を答申しなければならない。また、第5号にある全員協議会における陳謝の勧告、出席又は参加の自粛の勧告、役職辞任の勧告、議員辞職の勧告については限定列挙であるため、これ以外の勧告を内容とする審査結果を答申することは想定していない。なお「出席又は参加の自粛」の期間については、目安として三重県議会会議規則第96条で定める「出席停止」の期間である7日以内が参考として想定される。

第6号関係は、「審査の請求をされた議員の名誉を回復する必要があると認めるとき」とは、  
として、政治倫理規準に反する行為があったという事実が認められなかった場合又は政治倫理規準に反する行為の責任が被審査議員にあったとは認められない場合で、政治倫理審査会を開かれたという事実により被審査議員の名誉が毀損されたと考えられる場合が想定される。「名誉を回復するために必要と認める措置」とは、政治倫理規準に反する行為があったとは認められない旨若しくは行為の責任が被審査議員にあったとは認められない旨を、三重県議会ホームページに掲載する、又は代表者会議において議長から報告する等の措置が想定される。

第7号関係として、「議員、優れた識見を有する者等」とは、被審査

議員や審査会の委員以外の議員、審査において必要な専門知識を有する識者、審査において意見や事情を聴取することが必要と考えられる関係者であり、それぞれ以下のような事例を想定する。一つ目として議員を出席させる場合、会派としての対応を確認するために、会派代表者から事情を聴取すること、対応結果の報告を求めること。次に、被審査議員の政治倫理規準に反する疑いのある行為について、行為があった場合に居合わせた等、行為時の状況を聴取することが有益と考えられる議員に事情を聴取すること。次に、優れた識見を有する者を出席させる場合について、一つ目として、審査において考慮すべき専門知識を有する識者に意見を求めること。ただし、偏りがない審査を行うため、複数人の識者に出席を求め、意見を聴取することが望ましいこと。なお、人権侵害行為に関する案件については、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」第 18 条第 1 項で定める三重県差別解消調整委員会の委員から選定し、依頼することが想定される。次に、関係者を出席させる場合、被審査議員と共謀して第 3 条の政治倫理規準に反する行為をした者や、被審査議員の行為によって利益を享受した者、被審査議員の行為によって被害を受けた者など、被審査議員の行為と関係が深く、審査に当たって当該関係者の意見や事情を聴取することが必要と考えられる場合に、出席を求めること。としている。

次に第 8 号、第 9 号関係だが、審査会は、審査において必要な場合には被審査議員に出席を求め、意見・事情の聴取や質疑等を行うことができ、被審査議員はその要請があった場合には出席し、誠実かつ明確に答える必要がある。反対に、被審査議員から審査会に対して弁明を申し出ることでもでき、口頭で弁明する場合は審査会へ出席して弁明することとなる。審査会は、被審査議員から口頭弁明の申し出があった場合には、審査会に出席させる必要がある。また、文書による場合は、審査会の委員長に弁明書を提出することとなる。

次に第 11 号関係、審査会は原則として公開で行われるが、関係者の個人情報を取り扱う場合や、公開することで関係者が不利益を被る恐れがある場合、公開することで関係者が精神的な苦痛を伴うなど配慮すべき事由があり当該関係者が公開を望んでいない場合などは、審査会の判断により非公開とすることができる。ただし、審査会を非公開とする場合には、あらかじめ会議で決定しておく必要がある。

第12号関係は、通常の議員活動においては議員に守秘義務はないが、政治倫理審査会においては一般県民の内面に係る個人情報等、センシティブな情報を扱うことが想定されるため、本審査会の委員としての職務上知り得た秘密については、守秘義務を負うこととなる。この守秘義務は、審査会が終了した後も継続する。なお、公開の政治倫理審査会において扱われた内容については、守秘義務はない。

そして第2項関係は、審査会を進めていくうえで、本条例においてあらかじめ定められている事項以外に定める必要がある事項が出てきた場合については、委員長が審査会に諮って定めることができる。例えば、被審査議員が補佐人とともに審査会に出席することを希望する場合の許可などが考えられる。なお、本項の規定によって定めた事項は、当該審査会においてのみ適用されることとなる。

そして次に13ページ。第7条の議長への報告、趣旨として、本条は、政治倫理審査会で審査された結果の取扱いについて規定している。解説は、審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとされているが、議会内での共有及び県民に対する説明責任を果たすために、代表者会議等で報告することが望ましいと考えられる。

次に、審査の結果の通知及び公表の第8条。趣旨として、本条は、議長が審査会から審査結果の報告を受けた際の対応について規定している。解説は、議長は審査会から審査結果の報告を受けた際には、審査の請求をした議員全員と被審査議員に対して、当該審査結果を書面にて通知する。なお、被審査議員は、次条により当該審査結果について意見書を提出することができ、意見書の提出があった際には審査結果の公表と併せて意見書の全部又は概要を公表することとなるため、審査結果を通知する際に意見書を提出するかどうかを確認しておく必要がある。意見書を提出する意思がない場合は、速やかに審査結果を公表し、公表は三重県議会のホームページにおいて行う。説明は以上。

委員：8条の逐条解説まで説明させていただいた。6、7、8条。質疑、意見等があればお出しいただきたい。第6条が非常に多岐にわたっており、たくさんあるがいかがか。

委員：また確認させて欲しいのだが、第6条の第1項のところの今の説明で、政治的道義的責任がないと認める場合は過半数により決し、責任があると認める場合は3分の2以上の賛成により勧告を決定するという説

明だったわけだが、では、過半数以上3分の2未満の方が責任があるとした場合には、責任はあるけれども特に勧告等はできないという状況になると思うが、それはそういうことで終わるということの良いのか、それともそれが、その状況がずっと続いてしまうということなのか。そのあたりをお願いしたい。

事務局：現状この改正案では、責任があると認めた場合は3分の2以上の賛成で勧告を決する以外の着地点はない。なので、過半数以上3分の2未満の方が責任があるという形になった場合には、3分の2以上で勧告を決するようにするか過半数で責任を認めることができなかったという判断にいくしか今この条例上はできないようになっている。

委員：ということであれば、その辺の終わり方と着地点もやはり決めておかなければいけなくて、例えば責任はあるとしたが、勧告にまでには至らなかったということ、例えば議長に戻すとか、そういうことまで、そこら辺は条文というよりも逐条解説に書いておくということでも良いのかもしれないが。着地点もやはり併せて書いておかないと、迷うところが出るのはよくないかなと感じた。

委員：現在の条例は、その勧告を出す場合のことしか記述がないので、それ以外の場合をどうするかということについては、必要であるということであれば、条文上ももしかしたら必要になってくる可能性はないか。

事務局：今回提示した条例案だと、第6条第4号、審査会は、審査請求された議員につき、政治倫理規準のいずれかに反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合は、議長に対し勧告を求める審査の結果を答申するものとするというふうに規定をしているので、認めた場合は答申をするというのがこの条例、今回の改正案上は必須条件ということになっている。なので、責任があるとは認めるけれども答申をしない場合を想定するのであれば、少しこの改正案を修正する必要がある。

委員：第6条の第4号から変える必要があるということ。

事務局：改正する場合は、3号、4号、5号あたりを全体としてその形に沿うような形で修正する必要があると考える。

委員：今皆さんにその辺りの考えをもし聞かせていただければ、こちらとしても事務局とともに考えることができるが、いかがお考えか。やはり持ち帰らないとなかなかその辺りは答えられないということであればそのようにするが。

委員：結論はもちろんこの場では出ていなくて持ち帰らないといけないが、ただ、始めた以上は終わり方と着地点というのはやはり大事で、今のままでは過半数以上3分の2未満の場合、どうにもならないという状況がわかったのであれば、その着地点、終わり方というものも議論しておくべきかと思う。

委員：ほか、この点についてもし意見があればお聞かせいただきたい。

事務局：補足だけだが、想定としては、今までも全員協議会での陳謝というものは、何度かこの政治倫理審査会によらず行われたことがあるので、膠着状態になった場合のところで、全員協議会の陳謝というところは、3分の2で、現実的にはここ辺りで審査会の賛成を得ることはできるのではないかという想定のもとで、今、この条例案となっているということだけ、一点補足をさせていただく。

委員：少し気になるのが、この3分の2という考え方で、特別多数の議決は極めて重いものだと思うが、例えば議員の身分を剥奪するような除名をするときには4分の3だったか、わからないが、議会を解散するときとか、特に重いものに対して、こういう特別多数の議決というのを要している均衡と照らし合わせて、全員協議会における例えば陳謝の勧告とか、そこと比較して、その均衡は図られているのかなというのを疑問に思った。

事務局：今回、そこも含めて議論いただければと思って提示させていただいたというところで、他県条例等を参考にしていると、この全員協議会の陳謝等を含めている他県の条例に関しては、例えば、全員の同意が必要であるとしているようなところもあり、一律の基準で決めているところが多かったので、今回それにならって条例案を作らせていただいたが、例えば、このイとロの全員協議会における陳謝の勧告と出席参加の自粛の勧告だけは過半数にして、下の二つは3分の2にするといったような対応も可能なので、特別多数議決の規定と照らし合わせて、ここだけは3分の2、こっちは過半数という形で条例改正することも可能なので、そこは議論いただきたいところ。

委員：現状はどうなっているか。特別多数議決とその他いろいろあると思うが。

事務局：今おっしゃっているのは地方自治法にある、議会の懲罰権の規定の辺りになってこようかと思うが、お時間をいただきたい。

委員：他で例えば自主解散だとか、いろいろあると思う。またわかる範囲で良いが。

事務局：それでは後ほど回答させていただく。

委員：現行条例では、議員辞職の勧告と役職辞任の勧告しかない。それは3分の2以上となっている。そこにもう少し具体的に書き込みましょうという話があって、今この全協における陳謝の勧告と出席又は参加の自粛の勧告というのを付け足した形で、条例案が出されている。なので、委員がおっしゃったように、同じように3分の2でいいのか、それは少し区分けをして考えたほうが良いのかということはあるかと思うので、その辺りも併せてお考えいただくと良いかと思う。委員が先ほどおっしゃった、過半数から3分の2未満まではどうするのかということについては、例えば先ほど事務局からお答えいただいたとおり、全協における陳謝の勧告がそれほどハードルが高いかどうかという辺りの判断もあると思うので、その辺りも併せて持ち帰っていただいて、お話しいただければと思うのでよろしくお願いしたい。あと他によろしいか。では一旦最後まで行きたいと思うが、1時間以上経過しているので、少しここで休憩をとらせていただきたい。再開25分として休憩に入る。

<休憩>

委員：それでは会議を再開する。多数決に関して、先ほど委員からあったことにお答えさせていただく。

事務局：先ほど委員から質問のあった特別多数議決について説明させていただく。これについては法律の規定において特別に定めがある場合として、概ね三つの種類を想定している。法律に定めがあるという場合の一つは、出席議員数の3分の2以上の同意の場合のパターン。これについては、秘密会を開催するとか、議員の資格を決定するとか、こういった辺り、やや軽めものということで、表現が良いかどうかわからないが、そういうものがまず一種類。それから二種類目として、出席議員の4分の3以上の同意を求める多数議決。これについては直接請求による副知事、副市長、町村長等の解職、あと委員がおっしゃった議員の除名処分についても4分の3以上の同意ということになる。この場合、分母となる議決の際の定足数については、議員数、現在議員の3分の2以上の出席で4分の3以上の同意というのが除名の場合の整理

になる。そして一番重たいものとして、出席委員の5分の4以上の同意というのがあり、これについては、委員数、分母については現在議員の4分の3以上の出席、そのうえで5分の4以上の同意という形があるが、これについては議会の解散の議決についてはこういった重たい議決となっている。説明は以上。

委員：やはり気になるところは、こういうことの均衡であり、あるいは3分の1以上を1人超えたら拒否権が発動できるような形ってというのは、民主主義の観点からも問題があるのではないかというふうにも思うので、そこはいろいろ慎重に考える必要あると思う。以上。

委員：またお考えになって意見をいただければと思うのでよろしくお願ひしたい。それでは、6条、7条、8条の逐条解説について、質疑あればお出しいただきたいと思う。

全員：質疑なし

委員：では、最後、9条から11条までお願ひしたい。

事務局：それでは、資料の14ページ、第9条、意見書の提出及び公表について。趣旨は、本条では、審査請求をされた議員が審査結果の通知を受けたとき、審査結果に対して異議がある場合や、補足しておきたいことがある場合などのために、意見を付ける方法を定めている。解説は、第1項関係として、審査請求をされた議員は、前条による通知を受けた際、意見書の提出の有無について議長から確認されることを受けて、意見書を提出する場合は、当該確認時に提出する意向を伝えておく必要がある。確認時に「提出しない」旨を回答すると審査結果のみが公表されるため、審査請求をされた議員は、審査結果を確認したうえで、意見書提出の有無について回答する必要がある。なお、意見書を提出する場合は、審査結果の公表に遅延を生じさせないよう、速やかに提出する必要があり、一般的な行政手続き等の申請期限などから考えると概ね2週間以内に意見書を提出することが望ましいと考える。それまでに提出しない場合は、審査結果のみが公表されたとしても、異議を唱えることはできないものとする。

第2項関係として、議長は、審査請求をされた議員から意見書の提出があれば、審査結果と併せて公表する。公表に当たっては、提出された意見書の全文をそのまま公表することが基本となるが、意見書内に記載されている文言の一部が公表に適さない場合、同じ内容を延々

と繰り返すことで膨大な量の書面となっている場合など、全文を公表することが適切でないとして議長が判断した場合は、意見書の概要として公表することができる。

次に 15 ページ、第 10 条措置について。趣旨は、本条では、審査会から勧告等の措置を求める内容の審査結果が報告された場合の対応について規定している。解説で、地方自治法第 134 条に規定する議会の懲罰権は、地方自治法並びに会議規則及び委員会条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科するものであるのに対して、本条例における措置は、議会内外における議員の行為規範となる政治倫理規準に抵触した議員に対して、審査会で審査を行い、その結果の報告を受けた議長が措置を講じることができるもの。第 1 項関係として、「勧告その他の審査会が必要と認める措置」とは、第 6 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に規定する勧告と名誉回復の措置が想定される。議長は、審査会から、審査結果を報告された場合は、当該措置を講じることができる。当該措置を講じることで議会運営に支障が生じるなど、措置を講じないことが合理的であると考えられる場合を除いて、議長は、審査結果のとおり措置を講じることが望ましいと想定される。第 2 項関係は、議長は審査会で必要とされた措置を行った場合は、その旨を公表する。公表は、三重県議会ホームページにおいて行う。

次に、16 ページ、第 11 条の委任の規定について。趣旨として、本条は、この条例の規定以外の施行に関し必要な事項の取扱いについて定めている。解説は、審査会の運営に関して必要な事項については、第 6 条第 2 項により、その都度、委員長が審査会に諮って定めることとしているため、本条の規定により議長が定めることができるのは、審査会の運営に関すること以外の事項となる。

そして、最後 17 ページ、附則の部分になるが、解説として、本条例が県民に対して義務を課するものではなく、周知期間を要しないことから、公布の日から施行する旨を規定したもの。そして、その次の第 2 項のところの趣旨だが、条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、本条例の見直しを行うこととしている。解説のところ、本項は、提案、要望等の県民からの意見、地方自治法等の法制、議員の選挙、その他の議会を取り巻くあらゆる環境の変化を勘案し、必要があると認めるときは、本条例の

規定について検討を行い、その結果必要と判断した場合は改廃を行うことを定めている。説明は以上。

委員：では9条から最後まで説明いただいた。質疑あればお出し願う。全体に関わることでも戻っていただいて結構なので、今までお出しいただいた部分以外であれば、お出しいただけるか。

全員：意見なし

委員：よろしいか。何点か、いろいろな意見をいただいたので、また事務局と、今日出た意見については協議をさせていただくが、本日の議論を踏まえ、資料2、プロジェクト会議検討結果に基づく対応案、資料3、政治倫理条例一部改正の素案、資料4、政治倫理条例逐条解説素案を各会派の中でも検討いただき、次回の会議で改めて協議いただくという事でいかがか。

全員：異議なし

委員：ではそのようにするので、委員の皆様に加えて各会派での検討もぜひよろしくお願い申し上げます。本日協議いただく事項は以上だが、他に何かあるか。

委員：どこまで会派で詰めてくれば良いか。この間のように、特に意見があったらということだと意見が出ない可能性もあるので、詳細を詰めるにしては少し、次回の今予定されている日程に対して時間が少ないような気もするが。その辺りはいかがか。

委員：今日出てきた意見については、取りまとめをさせていただきたいと思う。この点についてこういう意見が出たので、それについていかがかということをご確認いただくことが一点。それに加えて、あれば、さらにお出しいただくという事でいかがか。それ以外に何もなければ、そのまとめたものについてどういう考えをお持ちかということ、ぜひ明らかにしていただければと思うが。そういう考え方でいかがか。

委員：承知した。

委員：よろしく願います。それでは協議いただく事項以上だが、よろしいか。以上で第8回プロジェクト会議を終了する。